

2007年3月30日

EU-ETS（欧州排出量取引制度）第1期割当期間に見られる諸問題について
—排出量初期配分、国ごとの配分基準の相違が及ぼす企業の国際競争力への影響等—

岡敏弘・山口光恒

要旨

排出権取引制度は、最小費用で排出量の抑制目標を達成する環境政策の手法であり、その意味の効率性が、EUETS導入の最大の理由である。排出権の初期配分がなされれば、あとは各主体の利潤または効用最大化行動によって、限界排出削減費用が均等化し、最も安価な削減オプションが選ばれる。しかしながら、初期配分が主体の行動に依存する形で行われると、効率性は損なわれる。EUETSではまさにそれが起こっている。EUETSの初期配分では、

- 第1に、総配分量の決定に際して予想排出量に基づいて決定される国が多く、
- 第2に、個別施設への配分はいずれの国においても実績排出量に基づいて行われ、
- 第3に、後ろの期になれば配分のベースとして用いる実績排出量がより後ろの年度まで含めるように更新され、
- 第4に、期間中に設備の更新を伴う生産の伸びがある場合には、新規参入施設枠から無償で配分を受けられる。

その為、現在生産することが将来の排出権獲得に繋がる結果、限界排出削減費用が均等化せず、最小費用での排出抑制は出来ないのである。初期配分を実績活動水準に依存させるのは衡平性への配慮からである。これは、環境税がエネルギー多消費産業の国際競争力への影響等に配慮した減免によって効率性を失ったのと同種のことである。これを回避するには、全ての排出権をオークションで配分し、且つ新規参入施設枠を撤廃することが必要であるが、そのような制度は政治的実現可能性を著しく欠くものである。

仮に歪みを生まない初期配分をもつ制度を構築できたとしても、それに参加する企業の行動が経済理論の想定するところの短期の利潤最大原理に基づいていない場合には、排出権取引制度は効率的な排出削減をもたらさない。現実の市場は寡占市場であることが多いが、寡占企業の行動はクールノー・モデルのような利潤最大化よりむしろ、フルコスト価格づけに従うものと考えるのが現実的である。

フルコスト価格づけの下では、企業は価格を限界費用に依存させて決定するのではなく、ある操業度を維持した上で平均費用に対して一定の利潤率を確保することを目指して価格を決定する。この場合には、排出権取引が導入されたとしても、生産物価格への影響が、クールノー均衡におけるそれと比べてごく僅かなものとなる。つまり、排出権に付与された価格が生産物の市場価格に十分に影響しないので、経済全体での限界排出削減費用が均等化せず、排出抑制目標の最小費用での達成がなされないのである。

確かに、排出権の取引を行う主体の間ではパレート改善が起こるかもしれない。しかしながら、その局所のパレート改善によって経済全体での効率性が増すという根拠はない。企業が現実にはフルコスト価格づけに従うのであれば、価格は限界費用から乖離する。その場合に次善の最適を達成するための条件は、全ての市場で価格が限界費用から乖離するということであり、局所的に限界費用と価格を一致させようとする政策は効率性を保証しない。

初期配分での衡平性への配慮によっても経済主体の行動によっても排出権取引の効率性は失われる。EUETSは、実績をにらみながら排出量を減らすようにきめ細かな初期配分を繰り返していく、効率性をほとんどあきらめた規制政策である。